

再生因子フォーラム

会 則

(名 称)

第1条 本会は、再生因子フォーラムと称する。

(目 的)

第2条 本会は、幹細胞培養上清（以下「再生因子」という。）を利用したスキンケア、アンチエイジング、育毛・増毛等に関する美容技術及びサービスの質の向上を図り、情報交換・相互交流を行うことにより、再生因子を利用した美容の普及及び発展を目指すことを目的とする。

(運営事項)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、以下の事項を行う。

- (1) 再生因子美容に関する情報の提供。
- (2) 再生因子美容に関する技術指導及び講習。
- (3) 再生因子美容フォーラム会議・交流会の開催。
- (4) 上記に付随又は関連する事項、その他再生因子美容に関する事項。

(会員の資格)

第4条 本会の構成員は、正会員、準会員、賛助会員とする。

- 2 正会員は、本会が指定する加入申込書を提出し、一般社団法人再生因子フォーラムによる許諾を得た者とする。
- 3 準会員及び賛助会員の資格は、別途定めるところに従う。

(会 費)

第5条 会費は、以下のとおりとし、毎年入会月の末日までに納入するものとする。ただし、会長が特別の事由により会費納入の遅延を許可する場合はこれを妨げない。

- (1) 正会員 年額 6,000 円
- (2) 賛助会員 別途定めるところに従う。

(役 員)

第6条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名

(3) 幹事 2名

- 2 本会の役員は、総会において選出する。
- 3 会長は、一般社団法人再生因子フォーラムが会員の中から指名する。
- 4 副会長及び書記は、会員の互選とする。

(役員任期)

第7条 役員任期は1年とする。ただし再任を妨げない。補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、任期終了後でも後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表して会務を掌る。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは職務を代理する。
- 3 幹事は、副会長を補佐し、会長及び副会長の指示に基づき本会の事務を行う。

(顧問及び参与)

第9条 本会に、顧問及び参与をおくことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長がこれを推薦し、総会において選出する。

(機関及び議決)

第10条 本会の議決を行う機関として、総会及び役員会をおく。

- 2 総会は、正会員で構成し、正会員総数の1/2以上の出席をもって成立し、多数決をもって議事を決する。
- 3 総会は、毎年1回以上開催するものとし、会長が召集する。議長は、会長が務める。
- 4 総会においては、次の事項を議決する。
 - (1) 年度事業計画及び年度事業報告
 - (2) 役員選任
 - (3) 会員の除名に関する事項
 - (4) その他、本会の運営に関して役員会より付託された事項
- 5 役員会は、会長、副会長及び幹事により構成するものとし、役員1/2以上の出席をもって成立し、多数決をもって議事を決する。
- 6 役員会は、会長が召集し、総会に付託すべき事項及び総会の議決の執行に関する事項及び本会の日常の運営に関する事項を議決し執行する。議長は会長が務める。

(事業年度)

第11条 本会の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

(会計)

第12条 本会の経費は、会費・助成金・寄付金その他の収入をもって充てる。

2 本会の会計処理及び管理方法は役員会が定める。

(その他)

第13条 本会則は、一般社団法人再生因子フォーラムによって変更・改正されることがある。ただし、本会則が変更等された場合は、あらかじめ会員に通知されるものとする。

2 本会則の施行にあたり必要な事項は、別途定める。

3 本会則に付随又は関連して会員と本会若しくは一般社団法人再生因子フォーラムとの間に生じた紛争の解決については、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

附 則

1. 本会則は、平成28年4月1日より施行する。